

令和7年3月1日から札幌圏の 特定求職者雇用開発助成金・トライアル雇 用助成金の支給申請先が変わります。

令和7年3月1日以降札幌圏の特定求職者雇用開発助成金・トライアル雇用助成金について、申請先を変更いたします。

なお、今まで札幌圏以外の申請は道内各ハローワークで申請を受付していましたが、4月1日以降は当センターで受付します。

ご理解とご協力をよろしくお願いします。

これまでの申請先 令和7年3月1日からの申請先

雇用助成金 さっぽろセンター

〒060-8566
札幌市北区北8条
西2丁目1-1
札幌第一合同庁舎3F

職業対策課分室

〒060-0004
札幌市中央区
北4条西5丁目
大樹生命札幌共同ビル3F
※駐車場・駐輪場はありません

※札幌圏以外の申請については令和7年4月1日から新しい
申請先で受付します

支給申請先が変更となる助成金

①特定求職者雇用開発助成金

- ・特定就職困難者コース
- ・氷河期世代安定雇用実現コース
- ・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- ・生活保護受給者等雇用開発コース
- ・成長分野等人材確保・育成コース

②トライアル雇用助成金

- ・一般トライアルコース
- ・障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース
- ・若年・女性建設労働者トライアルコース

※トライアル雇用助成金の計画書の提出については引き続き、各ハローワークで受付いたします。



特定求職者雇用開発助成金
トライアル雇用助成金の
支給申請先が変わります。
助成金の支給申請は窓口への持参、
郵送または電子申請をご利用ください。
【申請先住所】札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル3F
【アクセス】市営地下鉄南北線 さっぽろ駅 8番出口 徒歩3分
JR札幌駅 南口（西コンコース） 徒歩7分
【電話番号】011-738-1056
【お問い合わせ先の電話番号に変更はありません】
【業務時間】月～金曜日 8:30～17:15
（土・日・祝日及び年末年始はお休みです）

申請に当たっての注意事項

- ◆ 郵送の場合は、郵送事故の防止のため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。
- ◆ 郵送および電子申請の場合は、申請期限までの到達が必須です。
- ◆ 特定求職者雇用開発助成金の電子申請には、事前に電子証明書の取得が必要となります。
- ◆ 書類の不備や記入漏れがないよう、事前によくご確認ください。
- ◆ 助成金申請窓口へのご持参による受付も引き続き行っています。初めて助成金を申請する場合など、申請書の作成方法等が不明な場合は、窓口にお越しください。

